様式第5

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　業務委託契約書 | 収入印紙ちよう付 |

　1　委託業務の名称

　2　履行期間　　　　　　　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　月　　日まで　　　　　日間

　3　業務委託料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　 円

　4　委託場所

　5　契約保証金

　　上記の業務委託について，委託者常陸太田市長(以下「甲」という。)と受託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)とは，上記の委託業務について，次の条項により契約を締結し，信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

　　(総則)

　第1条　乙は，この契約書に付属する仕様書に基づき，頭書の業務委託料で頭書の履行期間内に頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

　2　前項の仕様書に明示されていない事項については常陸太田市財務規則に定めるところによるほか甲乙協議して定めるものとする。

　　(業務主任技術者)

　第2条　乙は，業務履行については，技術上管理をつかさどる業務主任技術者を定め，甲に通知しなければならない。

　　(権利業務の譲渡等)

　第3条　乙は，この契約によつて生ずる権利，義務を第三者に譲渡し，又は継承してはならない。ただし，書面により甲の承諾を得たときは，その限りでない。

　　(一括再委託の禁止)

第４条　乙は，この契約について委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，書面により甲の承諾を得たときは，この限りでない。

　　(委託業務の調査等)

　第5条　甲は，必要があると認めたときは，業務の処理状況について調査を行い，又は報告を求めることができるものとする。

　　(業務内容の変更)

　第6条　甲は，必要に応じ，業務の内容を変更し，又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において，業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは，甲乙協議して定めるものとする。

　　(履行期間の延長)

　第7条　乙は，乙の責に帰すことができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになつたときは，甲に対して，遅滞なく，その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において，その延長日数は，甲乙協議して定めるものとする。

　　(損害の経費負担)

　第8条　業務の処理に関して発生した損害(第三者に対して及ぼした損害を含む。)の必要経費は，乙が負担するものとする。ただし，その損害の発生が甲の責に帰する理由による場合においては，この限りでない。

　　(業務完了報告書等)

　第9条　乙は，次のいずれかにより業務を完了したときは，遅滞なく，業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

　　(1)　各回業務毎の完了

　　(2)　全業務の完了

　2　甲は，前項の業務完了報告書を受理したときは，これを受理した日から10日以内に完了の確認の検査を行なわなければならない。

　3　乙は，前項の検査の結果不合格となり，補正を命ぜられたときは，遅滞なく，当該補正を行い再検査を受けなければならない。

　　(業務委託料の支払)

　第10条　乙は，第9条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査に合格したときは，甲の指示する手続きに従つて業務委託料の支払を請求するものとする。

　2　甲は，前項の請求書を受理したときは，その日から起算して30日以内に，乙に業務委託料を支払わなければならない。

　3　本契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税および地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降に実施した業務にかかる消費税額および地方消費税額は、変動後の税率により計算した額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

　　(秘密の保持)

　第11条　乙は，業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　　(履行期限遅滞の違約金)

　第12条　乙の責に帰する理由により，履行期限内に業務を完了することができない場合は，契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて，この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において，遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし，その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

　　(契約の解除等)

　第13条　甲は，乙が次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。

　　(1)　乙の責に帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

　　(2)　正当な理由なしに契約締結後業務に着手しないとき。

　　(3)　前2号に掲げるもののほか，乙が契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

　2　前項の規定により契約を解除した場合において，甲は乙に対して委託料を支払わず，また，これに関する一切の責を負わないものとする。

　3　第1項の規定により甲に損害を生じたときは，乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は，甲乙協議して定めるものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第14条　乙は，組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不当行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は，その旨について，甲に対する報告を行わなければならない。

（個人情報保護条例の遵守）

第15条　業務の遂行に関して乙が覚知した甲が保有する又は保有することとなる個人情報の保護に関しては，この契約書に定める規定のほか，常陸太田市個人情報保護条例において，受託者が受託業務を行うにあたって講ずべき個人情報の保護に関する措置の規定を適用するものとし，乙は，この契約に定める規定及び常陸太田市個人情報保護条例の規定を遵守するものとする。

　　(通知等の様式)

　第16条　この契約に基づく通知書等の様式は，次の表の左欄に掲げる契約の条項に係るものは，別表に定める当該右欄に掲げる様式とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約条項 | 別表様式番号 |
| 　第2条　第9条第1項第1号　第9条第1項第2号 | 　第1号　第2号　第3号 |

　2　この契約に定めのない様式については，内容に応じ適宜作成するものとする。

　　(質疑等の決定)

　第17条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは，その都度甲乙協議して定める。

　　この契約を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

委託者(甲)　　常陸太田市長　　　　　印

受託者(乙)住所

氏名　　　　　　　　　　印

　備考

　　この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。